

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」
 公募説明会（大阪：7 月 15 日）質疑応答

区分	質問	回答
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、機器の設置場所について、「照明・コンセント」「空調熱源」「空調・換気動力」とあるが、それぞれ必ずつけなければいけないのか。申請者の判断により、診断ができるレベルであればよいとするのか。	申請者の判断で機器の設置場所を決めて下さい。例えばこの用途には機器をつけない、という場合には、様式 2 の 2-3 に用途と計測を行わない理由を明確に記載して下さい。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、補助対象事業は単独の既築建築物でもよいということだが、単独のほうが審査上不利となるか。	業種・業態によっては 1 施設の可能性もあるため審査対象とします。審査上の有利不利について回答する立場ではございません。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、「計測対象とする用水とは、ボイラーの効率等を計測するための補給水等」とあるが、例えば飲食店舗関係で、ボイラーの負荷を見てオペレーションを確定するために、給湯使用量を計測する場合はこれに含まれるのか。	含まれます。
申請	公募要領 p2,1-2(2)①補助対象事業者および測定個所数について、20 事業者程度とあるが、100 事業者の可能性もあるのか。	20 事業者はあくまで目安であり、場合によっては数字が変わる可能性はあります。ただし、予算総額は変わりません。
申請	公募要領 p2,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、建築主等とあるが、テナントとしてビルを借りている人が建築主等となることはできるか。	可能です。ただし、機器の設置等の省エネ診断の結果を反映できるようにビルのオーナーに確認をとっていただきます。交付決定の後に、ビルのオーナーの機器設置承諾書を提出いただきますので準備をお願いします。

区分	質問	回答
申請	公募要領 p2,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、省エネ診断事業者が主体となって案件をまとめるというのは、個別の客を省エネ診断事業者が集めるということか。	申請者として省エネ診断事業者が申請する場合、1 建築主等につき 1 申請となるため、10 の申請書となります。ただし、趣旨としてはまとめて申請するということだと考えられるので、連番を振っていただきます。省エネ診断事業者が申請者に名を連ねない場合には、全く別々の申請書となるため、日本総研ではまとまった申請かどうかを判断できませんので単独の申請となります。
申請	公募要領 p2,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、省エネ診断事業者が建築主等を束ねて申請したほうが採択されやすいのか。	どちらが採択されやすいかを回答する立場にございません。ただし、束ねて申請するのが有利かは、審査項目にはありませんので、審査対象にはなりません。
申請	公募要領 p2,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、束ねた場合、この案件は採択するがこちらは採択しないということはあるか。	場合によります。申請者側は束ねて一括して採択することを希望されると考えますが、予算の関係や地域性から、計測対象施設数について相談させていただく可能性もあります。
経費	公募要領 p4,1-2(3)①補助対象区分について、省エネ診断事業者と建築主等とリース事業者で事業を実施する場合、工事費や省エネ診断費はどういう扱いになるのか。	リース分については、補助金はリース業者に支払われます。 建築主等が直接工事費や省エネ診断費等を支払う場合には、建築主等に支払われます。基本的に費用を支払った主体に補助金を支払うこととなります。
経費	公募要領 p4,1-2(3)①補助対象区分について、申請者が建築主等でリース事業者と共同申請する場合、補助金はリース業者に払われるが、建築主等の費用負担はどうなるのか。	リース分については、補助金はリース業者に支払われます。 しかし、建築主等が工事費などの経費負担をした分については、建築主等に支払われます。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)①補助対象区分について、データセンターを使用する場合、月額の使用料を支払うことになるが、補助対	データセンターの使用量は補助対象外です。

区分	質問	回答
	象となるか。	
経費	公募要領 p4,1-2(3)①補助対象区分について、省エネ診断事業者と建築主等の共同申請の場合、省エネ診断費は人件費の計算で出したものが補助されるということだが、計測機器は建築主等の資産として計上されるはずなので、建築主等が払った経費を申請すれば支払われるという認識でよいか。	補助金は、資産を持つ申請者に対して支払われますので、建築主等が計測機器を資産として持つ場合には、購入価格が補助対象経費となります。 ただし、機器メーカーと省エネ診断事業者が同一の場合には、利益排除の対象となります。
経費	公募要領 p4,1-2(3)①補助対象区分について、省エネ診断事業者に支払われる経費は人件費のみということだが、省エネ診断の契約を建築主等と結ぶ場合にかかる交通費等の経費も対象外となるのか。	補助対象外となります。
経費	公募要領 p4,1-2(3)①補助対象区分について、申請者が省エネ診断事業者の場合、交通費は含まないということだが、申請者が建築主等の場合は委託費となるので、そこに交通費を含むのはかまわないか。	委託費では、省エネ診断の成果に対して対価を支払う契約となるため、費用の内訳は関知いたしません。
申請	公募要領 p6,1-2(3)②補助率について、補助率が3分の2のことだが、減ることはあるのか。	現時点では想定はしていません。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、申請者が自社製品を使う場合は利益排除となるということだが、原価の定義はあるか。	原材料価格を基本としますが、原材料価格が算出できない場合は、前年度の会社全体の売上総利益率を控除したもので代用します。
経費	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、共同申請の場合、診断	かかった人件費のみを請求していただくということです。人件費単価については、別

区分	質問	回答
	にかかわる経費は人件費以外を補助対象外とするということだが、どのような原価を示せばよいのか。	紙 2 を参照して下さい。
経費	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、「ただしリース会社との共同申請の場合はこの限りでない」というのはどういうことか。	リース事業者と申請者に、資本もしくは人的関係がない場合は利益排除の対象とはなりません。
経費	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、省エネ診断事業と機器のリースをセットで活用した場合は利益排除にならないということか。	リース事業者と申請者に、資本もしくは人的関係がある場合には利益排除の対象となります。
経費	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、機器メーカーが省エネ診断事業者の親会社だった場合、省エネ診断事業者が機器を購入すれば利益排除の対象となると思うが、省エネ診断事業者が親会社の機器を選定して建築主等に示した場合はどうなるのか。	省エネ診断事業者が申請者の場合には、機器メーカーと省エネ診断事業者が一体であると判断されるため、利益排除の対象となります。
経費	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、リース事業者に支払われる補助金は一括か。	補助対象は購入額であるため、一括で支払われます。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、建築主等だけでは省エネの知見がないため、省エネ診断事業者と組むのは自然だと思うが、随意契約の形で発注すると交付規定の第 7 条、原則は入札とするという部分に抵触するのではないか。	補助金は基本的に機器の所有者に払うため、本事業では建築主等の申請が基本となっています。しかし、建築主等だけでは省エネの知見がないため、省エネ診断事業者の働きかけで申請する場合もあると想定し、省エネ診断事業者との共同申請を可としました。 ただし、建築主等が申請する場合、省エネ診断事業者を選定する時、通常の補助事業であるような価格要件のみで選定する必要

区分	質問	回答
		<p>はありません。「エネルギー計測機器の取り扱いに関するノウハウを保持し、エネルギー測定対象となる業種の特性に応じた省エネのための改善策を提示できる」事業者を選んだという理由があれば競争入札は必須ではありません。甲乙つけがたい事業者がいる場合のみ競争入札にして下さい。機器の選定についても同様です。</p> <p>省エネ診断事業者とエネルギー計測機器の選定に際し、競争入札を必須としないことは、第7条4項に記載の「ただし、当該補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合」の「不相当である場合」に相当するとの解釈です。</p>
事業内容	<p>公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、p7にあるように、機器選定はその選定理由を書くだけでよいのか。</p>	<p>金額だけで選定するのは不相当と判断し、機能等を選定理由とすることは可能ということです。</p>
事業内容	<p>公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、建築主等が選定した省エネ診断事業者が、他の建築主等からも省エネ診断を受注している場合はどうなるのか。問題はないのか</p>	<p>申請は建築主等が個別に提出しているものであり、その委託先が重なっていたとしても問題はありません。</p>
事業内容	<p>公募要領 p11,3-5 提出書類について、交付決定通知から中間報告までに提出しなければならない書類の一覧はあるか。例えば店舗オーナーからの承諾書が必要という話があったが。</p>	<p>現時点ではありません。事業者説明会で提示します。</p>
事業内容	<p>公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、「費用対エネルギー量に関する項目」にある、エネルギー使用量に応じた適切な経費とはどういうことか。具体的な</p>	<p>基準はありません。選定に際し、効果が同じであれば使用エネルギー使用量に対する経費が低い方がよいだろうという意図です。</p>

区分	質問	回答
	目安があるのか。	
審査手続	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、計測対象としないデータがある場合、相応の理由があればかまわないということだが、審査項目①の4点目に、「なお、計測すべきエネルギー種別・用途を計測対象外とした場合は審査対象外とする」とある。「計測すべきエネルギー種別」はどう捉えたらよいのか。	業種によって計測すべきエネルギーは異なります。計測すべきでない申請者が判断したエネルギーがある場合の理由は審査委員会で妥当性を判断します。本来なら計測すべきエネルギーを測っていない場合は審査対象外となるという意味です。
事業内容	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、申請者側が測るべきと考えるエネルギー種別を網羅しろということか。	申請者でご判断下さい。
事業内容	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、計測機器の信頼性は、誤差は何%のものが望ましい、データの欠落しないものがのぞましい、データを担保しなければいけない等の考えはあるか。	誤差、欠落がないものが望ましいですが、数値的な基準は決めていません。選定する際に誤差が少ないなどは選定理由として記載して下さい。
事業内容	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、審査項目④の2点目、省エネルギー量については「見える化」のみでは多大なエネルギーの削減は難しいと考えるが、自動制御も一緒にやる場合は補助対象外となるか。	自動制御の機器を不可分離的に有し、かつその機能が本事業実施上有効ということであれば対象となる場合があります。
経費	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、例えば既存の計測機器にマーカを後付けする場合はどうなるのか。	分離できると考えられるため、補助対象外となります。
経費	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、補助対象外の機器でも自主的に設置し、成果とする	経費は計上しないが、こういった機器を設置するという提案を記載して下さい。

区分	質問	回答
	場合はどうなるのか。	
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、9月の月上旬に交付決定通知が来て、実際に発注となるが、9月中に50施設の工事が終わるとは限らない。中間報告までにある程度データを取得しなければならないか。	できる範囲内でやって下さい。工事等がやむをえない事情で中間検査までに完了しなかった場合、データ取得がない状態で省エネ診断書を記載いただくざるを得ません。ただしそのスケジュールが分かるように、事業実施スケジュールを記載してください。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、データがない場合は、現地所見の上で打てそうな省エネ策を診断書に書いておき、最終報告でデータを入れるイメージか。	そのように考えています。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、データ取得、工事の終了などについて期日の規定があるか。スケジュールによっても採択が左右されるか。	規定は特にありませんが、なるべく早く実施していただきます。申請書に書かれたスケジュールを事務局で確認します。全体のスケジュールがあまり遅いと、審査に影響する可能性があります。
事業内容	様式2について、(1-3) エネルギーの削減量や削減率、費用対エネルギーについて、具体的な数値目標はあるか。	特にありません。根拠を示し、考えを記載して下さい。
事業内容	様式2について、(1-3) 目標とするエネルギー削減量は、「見える化」による運用改善の見込みかと思うが、達成の義務はあるか。	達成できなかった場合の措置は決まっていません。ただし来年度以降にデータを提出していただく際、実際の数値と目標値に大きな乖離がある場合は、その原因について議論させていただくことになります。
事業内容	様式2について、1-3) エネルギー削減量の目標値は設備の更新、運用改善を見込んだ数値を設定するが、設備更新が必要な場合、その費用は補助対象となるか。	補助対象外です。
審査手続	様式2について、(1-3) 設備更	今回の補助対象外の経費に関して調達先の

区分	質問	回答
	新は今回の補助対象とはならないが、別の補助金を使っても問題はないか。	制限はありません。
事業内容	様式 2 について、(2-1) エネルギー計測ポイント数の合計は、例えば CT の数か、または照明・コンセントというくくりで数えるのか。	照明・コンセントという単位です。
事業内容	様式 2 について、照明・コンセント 1ヶ所を測るために CT を 4～5 個使ったとしてもポイント数は 1 としてよいということか。	3 階建ての建物の各階に機器を設置した場合、ということであれば CT の数となります。1つの建物で照明・コンセントが 3つあるならば 3 ポイントとなります。
事業内容	様式 2 について、(2-1) 建物の規模ごとにモデル物件を決め、計測ポイントがいくつあればエネルギー計測を網羅できるという判断をして申請し、採択後、競争入札時に正式なポイント数を決めることは可能か。	申請時のポイント数と採択後実際に計測するポイント数は相違しないようにお願いします。
申請	補助金額が上がってはいけませんが、下がるのは合理的な理由があればかまわないという考え方があると思うが。	本事業では正確にお見積もりをお願いします。
来年度	来年度以降も継続して事業を実施する予定があるのか。	我々では把握しかねます。
審査手続	今回申請が少なかった場合は 2 次公募があるのか。	現時点では考えていません。
審査手続	様式 2 について、現段階での申請状況はどうなっているか。	応募はまだありません。現在は問い合わせがあるのみです。
事業内容	補助金事業のため、補助対象期間が終わったら機器を撤去しなければならない可能性はあるのか	ありません。